

大阪市告示第1612号

那覇広域都市計画事業屋宜原土地区画整理事業に関して、施行者八重瀬町が次の者
に対して発した、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定
による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第 133
条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項及び第 6 項の規定により、
書類の送付にかえて通知の内容が次のとおり掲示されていることを公告する。

令和 6 年 11 月 25 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 書類の送付を受けるべき者

氏名 判明している最後の住所	土地の表示
エイチ・エス株式会社 清算人 松浦 幸男 大阪市西区川口一丁目 2 番 16－507 号	沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原波平 原 165 番 5、168 番 6 の土地

2 掲示場所

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地（八重瀬町役場掲示場）

3 掲示期間

令和 6 年 11 月 25 日から同年 12 月 5 日まで

（都市整備局市街地整備部区画整理課）